

公益財団法人全日本柔道連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人全日本柔道連盟と称し、外国に対しては、ALL JAPAN JUDO FEDERATION（略称 AJJF）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区春日一丁目16番30号講道館内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道（以下、単に「柔道」という。）の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道に関する競技者および指導者の育成
 - (2) 柔道に関する競技会および講習会の開催
 - (3) 柔道用具の公認および検定
 - (4) 柔道に関する国際交流および国際貢献
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 財産および会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

第6条 基本財産は、適正な維持および管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき、お

よび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。ただし、これを変更する場合も、理事会の承認を経るものとする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および収支決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した

書類

- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員25人以上35人以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第13条 評議員の選任ならびに解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人または関連団体（主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者または使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
4. 理事会および評議員会は、評議員候補者をそれぞれ評議員選定委員会に推薦することができる。
5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人および役員等（理事、監事および評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項もあわせて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨および当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。
10. 評議員の選任および評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 理事、監事および評議員の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、会長が招集する。

2. 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分または除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補

者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第23条 評議員会の運営に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を会長とする。また、会長以外の理事の中から副会長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を置くことができる。
3. 前項の会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4. 理事、監事は相互に兼務することはできない。

(役員等の選任等)

第25条 理事および監事は、評議員会の決議により選任する。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 会長および専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6. 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

(監事の職務および権限)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事または監事は、第24条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事または監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問および参与)

第31条 この法人に名誉会長1名を置くことができる。

2. この法人に顧問および参与若干名を置くことができる。
3. 名誉会長、顧問および参与の選任および解任は、理事会において決議する。

4. 名誉会長は、この法人の重要事項について会長に意見を述べることができる。
5. 顧問は、会長および理事会の諮問に応ずる。
6. 参与は、理事会の諮問に応ずる。
7. 名誉会長、顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令およびこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事および常務理事の選定および解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長とする。
3. 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長の解職は、出席した理事の3分の2以上の決議を経なければ行うことができない。

2. 前項前段の場合においては、議長は、理事として決議に加わることができない。
3. 前2項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは出席理事）および監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会規則）

第37条 理事会の運営に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

（常務理事会）

第38条 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項、事前審議が必要とされる事項、その他理事会が定めた事項について審議または決定する機関として、この法人に常務理事会を設置する。

2. 前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める

第8章 定款の変更、合併および解散等

（定款の変更）

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条および第4条および第13条についても適用する。

（解散）

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財団残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

- 第43条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。
2. 前項の規定による専門委員会の組織および運営に関する規定は、理事会が定める。

第10章 全国代表者会議

(全国代表者会議)

- 第44条 この法人の事業遂行の為、加盟団体である都道府県を統括し代表する都道府県柔道連盟（協会）の代表者各1名で構成される全国代表者会議を設置する。

(全国代表者会議の目的)

- 第45条 この会議の目的は、この法人と加盟団体である都道府県柔道連盟（協会）との交流と円滑な意思疎通を図り、この法人の運営に反映させ、以て柔道のより一層の振興、発展を図ることにある。
2. この会議は年1回以上開催し、必要がある場合に開催するものとする。

(全国代表者会議規則)

- 第46条 全国代表者会議は理事会の決議によって会長が招集する。
2. 全国代表者会議の運営に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める全国代表者会議規則によるものとする。

第11章 事務局

(事務局)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
 3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める事務局規程による。

第12章 加盟団体および会員登録

(加盟)

- 第48条 この法人の加盟団体は、都道府県を統轄し、代表する柔道団体で、理事会および評議員会において、決議に加わることができる理事および決議に加わることができる評議員の各々の3分の2以上の同意を得た団体とする。ただし、全国的に組織された柔道団体で、この法人の趣旨に

賛同するものは、同様の手続きを経て加盟団体となることができる。

(資格の喪失)

第49条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第50条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事会において決議に加わることができる理事の過半数の同意を得なければならない。

(除名)

第51条 この法人の加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会および評議員会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき。
- (3) 分担金を2年以上滞納したとき。

(分担金)

第52条 この法人の加盟団体は、毎年別に理事会で定める分担金を納付しなければならない。既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員登録)

第53条 この法人から会員として認定を受けようとする者は、この法人に登録しなければならない。

2. 会員登録に関する規則は、理事会の決議を経て別に定める。

第13章 公 告

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2. この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

第14章 補 則

(細則)

第55条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行についての細則、およびこの法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は上村春樹とする。
4. 平成25年8月21日一部改正、同日施行
5. 平成25年11月15日一部改正、平成26年2月1日施行